

○久留米市伝統的町並み保存審議会規則

昭和 61 年 12 月 24 日

久留米市規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市伝統的町並み保存条例(昭和 61 年久留米市条例第 34 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、久留米市伝統的町並み保存審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験者及び関係団体のうちから市長が委嘱する。

2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、第 2 条第 2 項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(平 9 規則 42・平 15 規則 29・平 17 規則 134・平 22 規則 53 一部改正)

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 29 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 134 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 53 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。